パブリック・コメント制度をご存知ですか？

～皆さんのご意見やご提言を施策に活かします～

パブリック・コメント制度とは、市の主要な施策や事業の立案を行う際に、その素案を皆さんに広く公開し、意見や情報をいただき「それらをできるだけ施策等に活かす」という制度です。

【対象になる施策】

- 市の行政運営の基本的な制度を定める条例等の制定または改廃に係る案の策定
- 広く市民の生活に影響を与える施策等の制度を定めた条例・要綱の制定または改廃
- 総合計画等市の基本的な施策等の方向性を定める計画等の策定または改廃
- 広く市民の公共の用に供される施設の建設・整備に係る基本的な計画の策定または改廃
- 市の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等の策定または改定

【施策等の案の公表】

時期：意思決定を行う前の適切な時期
場所：笠間市役所本所や各支所、各公民館・図書館、ホームページ等

【意見の募集期間】20日程度

【意見等の提出方法】

窓口にお持ちいただくか、郵便、ファクシミリ、電子メール等により提出ください。
※必ず住所、氏名を記載してください。
※障害者や高齢者の方で、上記の方法による案の入手や意見等の提出が困難な場合はお問い合わせください。

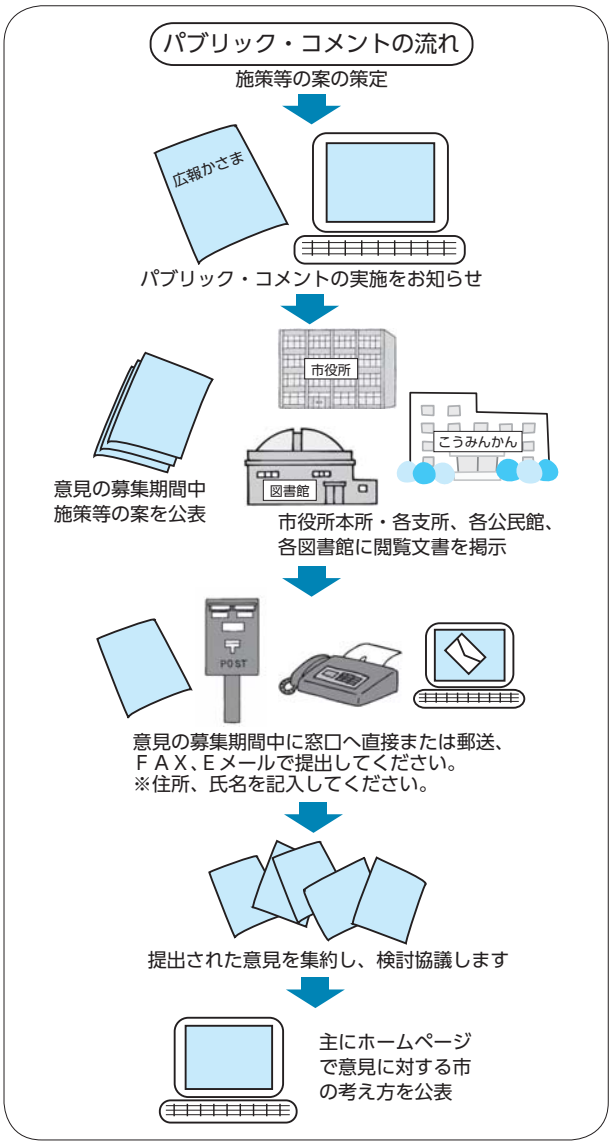

パブリック・コメント制度を行う場合には、広報紙（お知らせ版等）やホームページなどを通じてお知らせしますので、ご意見やご提言をお寄せください。

【これまでにパブリック･コメントを行った案件】
第二次笠間市行財政改革大綱（案）
暴力団排除条例（案）
笠間市協働のまちづくり推進指針（案）
笠間市立学校適正規模・適正配置について（答申案）
※詳しくはホームページをご覧ください。
http://www.city.kasama.lg.jp/index.php?code=1378
【問合せ】秘書課（内線225）